

令和7年度愛媛県風しん抗体検査事業実施要領

1 目的

妊娠を希望する女性やその配偶者などに対して、予防接種が必要である者を抽出する抗体検査を行うとともに、風しんの予防に関する啓発を行い、先天性風しん症候群の発生の予防及び風しんの感染予防を図るため、特定感染症検査等事業実施要綱（平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知）に基づき、愛媛県が実施する。

2 実施主体

愛媛県（以下「県」という。）

3 事業の内容

風しん抗体検査

本事業による風しん抗体検査の内容は、原則H I法で行うものとするが、E I A法での検査も可能とする。

4 対象者

県内に在住する者（松山市に住民登録のある者を除く。）で、次のいずれかに該当する者。ただし、風しん抗体価の高い者を除く。

- （1）妊娠を希望する女性
- （2）妊娠を希望する女性（風しん抗体価の高い者を除く。）の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）などの同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者）
- （3）風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者

5 事業実施方法

事業の実施方法は、次のとおりとする。

- （1）この事業で実施する風しん抗体検査は、一般社団法人愛媛県医師会（以下「県医師会」という。）へ委託し、同医師会に所属する医療機関（以下「実施医療機関」という。）において実施する。
- （2）この事業で実施する風しん抗体検査を受けようとする者は、住所地を管轄する保健所に電話で申し込み、あらかじめ「風しん抗体検査受検（申込）票」（様式1）の交付（郵送を含む。以下同じ。）を受けるとともに、必要事項を記入し、実施医療機関に提出して受検する。
- （3）保健所は、「風しん抗体検査受検（申込）票」の交付に際しては、本要領4に該当する者であることを確認する。

6 検査の実施方法

(1) 受検者の問診・採血

実施医療機関は、風しん抗体検査受検（申込）票により、問診した後、採血を行う。

(2) 受検者への結果通知

実施医療機関は、「風しん抗体検査受検（申込）票」（様式1）に検査結果を記入したうえで、3枚複写のうち「受検者保存用」を受検者に交付し、検査結果を通知する。

なお、「H I 法において16倍以下の者」又は「E I A法において抗体価が8.0未満の者」を「抗体価が低い者」とみなす。

(3) 受検者への風しん予防に関する啓発

実施医療機関は、検査の結果、「抗体価が低い」とされた者に対して、予防接種を勧奨するなど、風しん及び先天性風しん症候群の予防に関する啓発を行う。

(4) 検査実績報告及び委託料の請求

実施医療機関は、1か月ごとに「風しん抗体検査受検（申込）票」（様式1）のうち「県保存用」、「実績報告書」（様式2）及び「請求書」（様式3）を県へ提出する。

(5) 委託料の支払

県は、「風しん抗体検査受検（申込）票」（様式1）及び「実績報告書」（様式2）の内容を審査し、適当と認められる場合には、遅滞なく委託料を支払う。

7 受検者の費用負担

検査に要する受検者の費用負担は、無料とする。

8 安全管理措置の報告

県医師会及び実施医療機関は、この契約による業務の責任者及び従事者、従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報管理状況を、「安全管理措置報告書」（様式4）により報告するものとする。なお、この報告は県医師会が実施医療機関分を取りまとめのうえ、報告することを可能とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。